

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ
 氏名又は名称
 住所
 代表者氏名
 電話番号
 FAX番号
 メールアドレス

アイデアル
 株式会社 I D E A L
 〒534-0011 大阪府大阪市都島区
 高倉町1-11-19 樋口ハイツ301
 ガキナオキ
 代表取締役 笹木直樹
 0120-カクク-035

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 12 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者 氏名

アイデアル

〒534-0011 大阪府大阪市都島区
高倉町1-11-19 樋口ハイツ301

サカキ ナオキ
代表取締役 篠木直樹

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
サカキ ナオキ 代表取締役 篠木直樹	
事 業 の 範 囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	アイデアル 株式会社 I D E A L
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 〒534-0011 大阪府大阪市都島区 高倉町1-11-19 樋口ハイツ301 電話番号 0120-777-035 FAX番号 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
笠木直樹	第316621号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

別表（第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の 機械器具	・金切りのこ ・パイプカッター ・塩ビカッター ・ディスクグラインダ 一 ・レシプロソー	固定式鋸弦 TCB107 VC-48ED GA4033 JR188DZK	2 2 3 2 1	
管の加工用の 機械器具	リーマー やすり ・パイプねじ切り機	TR322 中目 S40AIII	2 3 1	
管の接合用の 機械器具	・パイプレンチ ・モンキーレンチ ・トーチランプ	13~100mm HY-38S ガスボンベ式	2 2 2	
水圧テストポンプ	テストポンプ	TP50N	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者 氏名

ア行“アル”

株式会社 I D E A L
〒534-0011 大阪府大阪市都島区
高倉町1-11-19 横口ハイツ301
代表取締役 笹木直樹

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市都島区高倉町一丁目11番19号樋口ハイツ301号
株式会社IDEAL

会社法人等番号	1200-01-253812
商 号	株式会社IDEAL
本 店	大阪市都島区高倉町一丁目11番19号樋口ハイツ301号
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	令和5年4月4日
目的	(1) 水回り設備の交換、取付、修理及び販売 (2) リフォーム工事業 (3) 鍵、錠前及び防犯設備の交換、取付、修理及び販売 (4) ハウスクリーニング業 (5) 遺品整理に関する業務 (6) 不用品の回収及び買取に関する業務 (7) 害虫の駆除 (8) ウェブサイト及びウェブコンテンツの制作 (9) インターネットを利用した通信販売業 (10) 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業 (11) 前各号に附帯又は関連する一切の事業
発行可能株式総数	1000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 20株
資本金の額	金100万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。
役員に関する事項	取締役 笹木直樹 大阪市都島区高倉町一丁目11番19号樋口ハイツ301号 代表取締役 笹木直樹
登記記録に関する事項	設立 令和5年4月4日登記

大阪市都島区高倉町一丁目 11番19号樋口ハイツ301号
株式会社 I D E A L



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 5年 4月20日
大阪法務局
登記官

武 田 恵 美



定 款

株式会社IDEAL

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社IDEALと称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 水回り設備の交換、取付、修理及び販売
- (2) リフォーム工事業
- (3) 鍵、錠前及び防犯設備の交換、取付、修理及び販売
- (4) ハウスクリーニング業
- (5) 遺品整理に関する業務
- (6) 不用品の回収及び買取に関する業務
- (7) 害虫の駆除
- (8) ウェブサイト及びウェブコンテンツの制作
- (9) インターネットを利用した通信販売業
- (10) 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業
- (11) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。



第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の発行する株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当会社の株式取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示等の請求)

第10条 当会社の発行する株式について質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当会社に提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

(株主の氏名等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

第3章 株主総会

(株主総会の招集及び議長)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、隨時必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となるものとする。
- 3 代表取締役社長に事故又は支障があるときは、代表取締役社長があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、当該株主総会において、第16条に定める決議の方法により議長を選出する。

(株主総会の招集通知)

第15条 株主総会の招集通知は、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、株主総会の日の7日前までに、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対して発するものとし、書面ですることを要しない。

- 2 書面投票又は電子投票を認める場合は、株主総会の日の2週間前までに書面で招集通知を発するものとする。
- 3 書面投票又は電子投票を認める場合を除き、当該株主総会で議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく株主総会を開催することができる。

(株主総会の決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(株主総会の議決権の代理行使)

第17条 当会社の株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2名以上の代理人を選任することはできないものとする。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会の開催日時、場所、出席した取締役、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、1名以上10名以内とする。

(取締役の資格)

第20条 取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任及び解任)

第21条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役の報酬、賞与、退職慰労金等)

第23条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

(代表取締役及び代表取締役社長)

- 第24条 当会社に置く取締役が複数の場合は、株主総会の決議により、1名以上の代表取締役を定め、代表取締役が複数の場合は、代表取締役の中から1名を代表取締役社長と定める。代表取締役が1名の場合は、その代表取締役を代表取締役社長とする。
- 2 当会社に置く取締役が1名の場合は、その取締役を代表取締役社長とする。
- 3 当会社の業務は、専ら代表取締役社長が執行する。

第5章 計 算

(事業年度)

- 第25条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剩余金の配当)

- 第26条 剩余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剩余金の配当の除斥期間)

- 第27条 剩余金の配当がその支払の提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式の数等)

- 第28条 当会社の設立時発行株式数は20株とし、その払込金額は、1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

- 第29条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金100万円とする。

2 当会社の成立後の資本金の額は、金100万円とする。

(最初の事業年度)

- 第30条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

- 第31条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりである。

設立時取締役兼設立時代表取締役 笹木直樹

(発起人に関する事項)

- 第32条 発起人の住所、氏名、発起人が割当てを受ける設立時発行株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

大阪市都島区高倉町1丁目11番19号樋口ハイツ301号

笹木直樹 20株 金100万円

(法令の準拠)

- 第33条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社IDEALを設立するため、発起人笹木直樹の定款作成代理人である行政書士神村和良は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和5年3月16日

発起人 笹木直樹

上記発起人笹木直樹の定款作成代理人

事務所住所：兵庫県神戸市中央区八幡通4丁目2番14号トロア神戸ビル4F

氏名：行政書士 神村和良

定款の原本と相違なし

2023年4月24日

株式会社 IDEAL

〒534-0011 大阪府大阪市都島区
高倉町1-11-19 樋口ハイツ301

代表取締役 笹木直樹



第三一六六二一号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 広島県

氏名 笹木直樹

昭和六十三年六月三日生

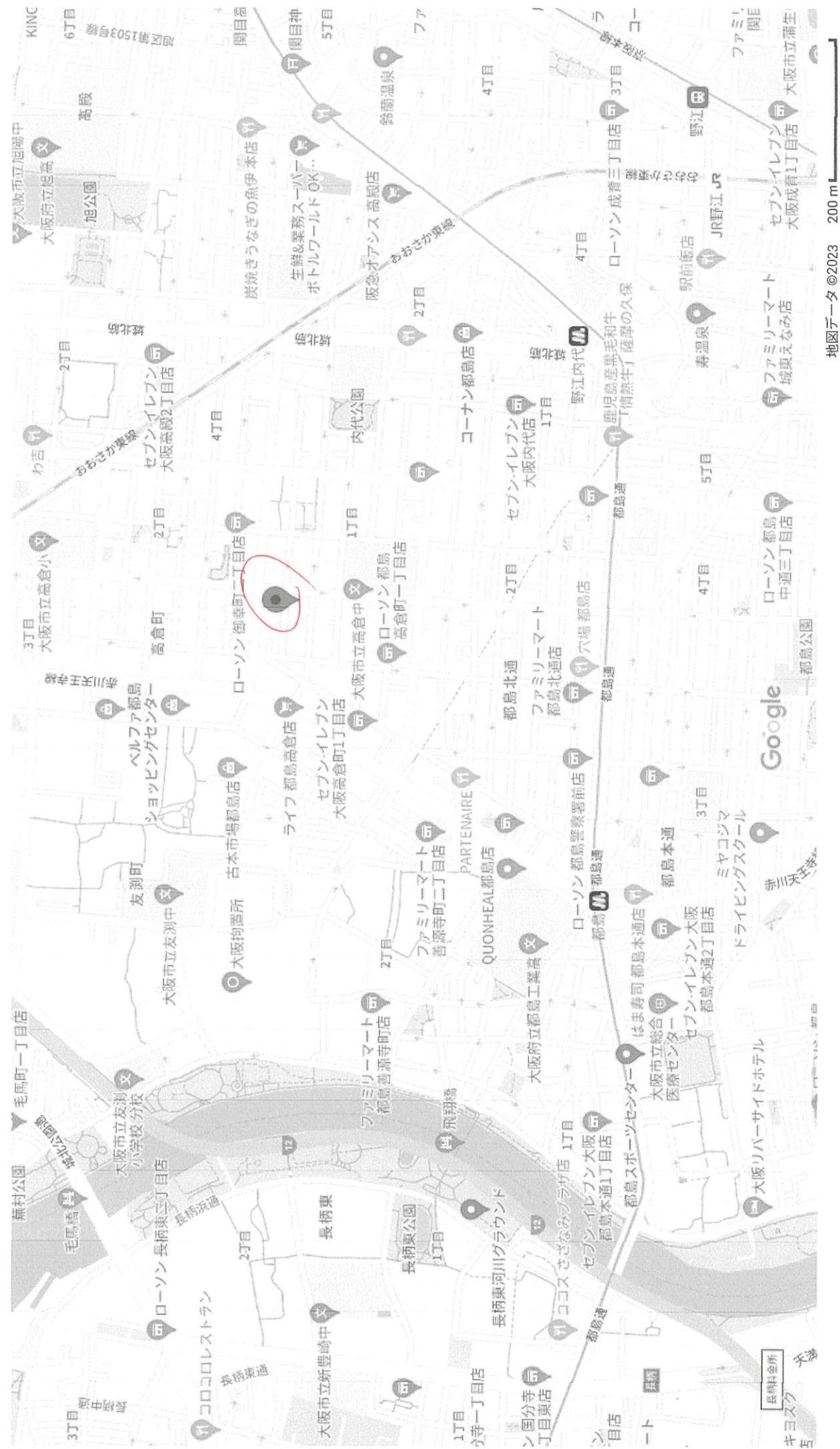
水道法(昭和二年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

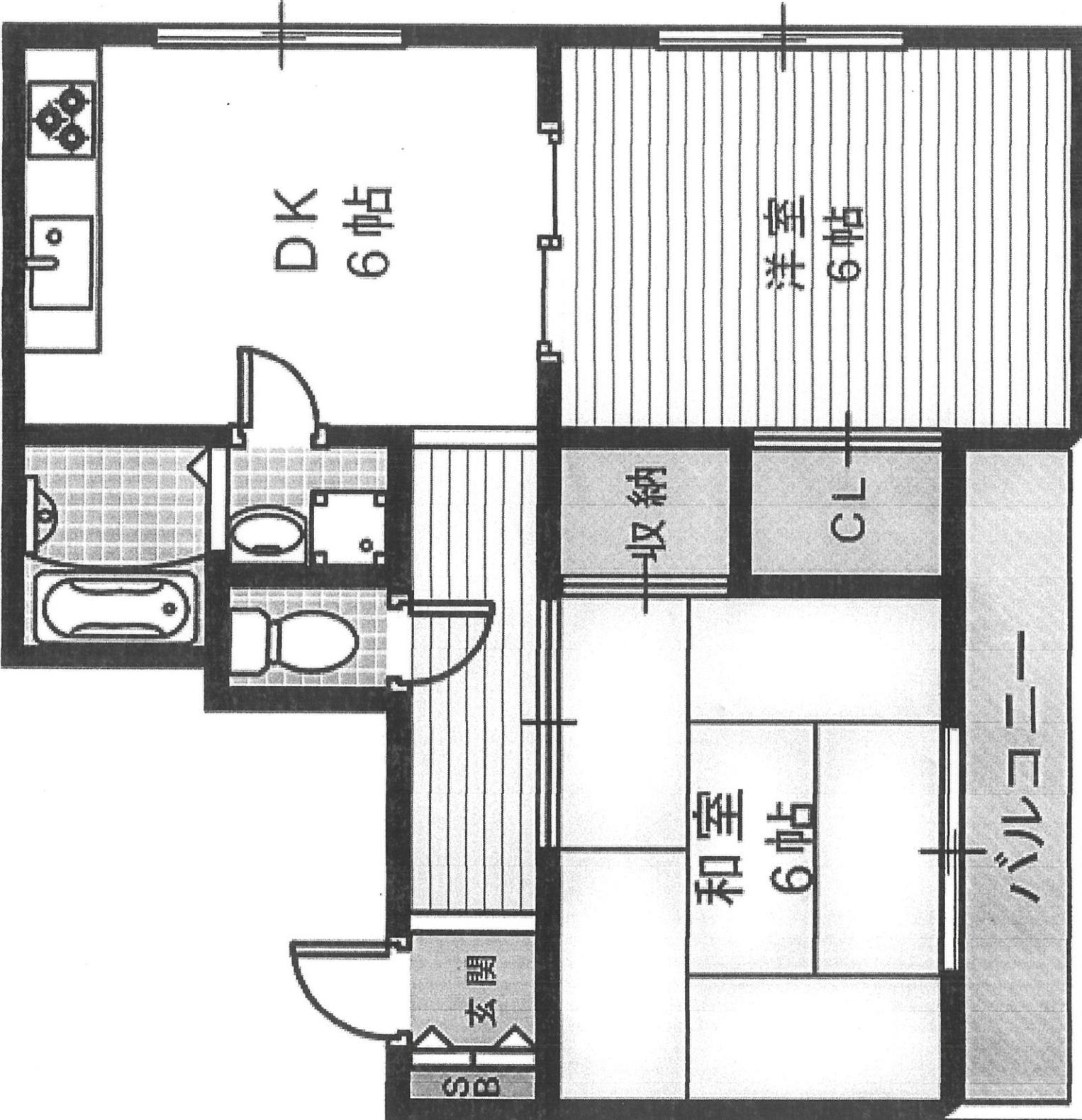
令和五年一月三十一日

厚生労働大臣 加藤勝信

Google 樋口ハイツ

通口ノハイツ - Google マップ







樋口ハイツ

株式会社 IDEAL

301



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ
 氏名又は名称
 住所
 代表者氏名
 電話番号
 FAX番号
 メールアドレス

アライア
 株式会社 I D E A L
 〒534-0011 大阪府大阪市都島区
 高倉町1-11-19 樋口ハイツ301
 カキナオキ
 代表取締役 笹木直樹

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 12 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者 氏名

株式会社 I D E A L

〒534-0011 大阪府大阪市都島区
高倉町1-11-19 橋口ハイツ301

代表取締役 笹木直樹

選任

の届出

解任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 I D E A L	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
竹木 直樹	第316621号	

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第三一六六二一号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 広島県

氏名 笠木直樹

昭和六十三年六月三日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

令和五年一月三十一日

厚生労働大臣 加藤勝信